

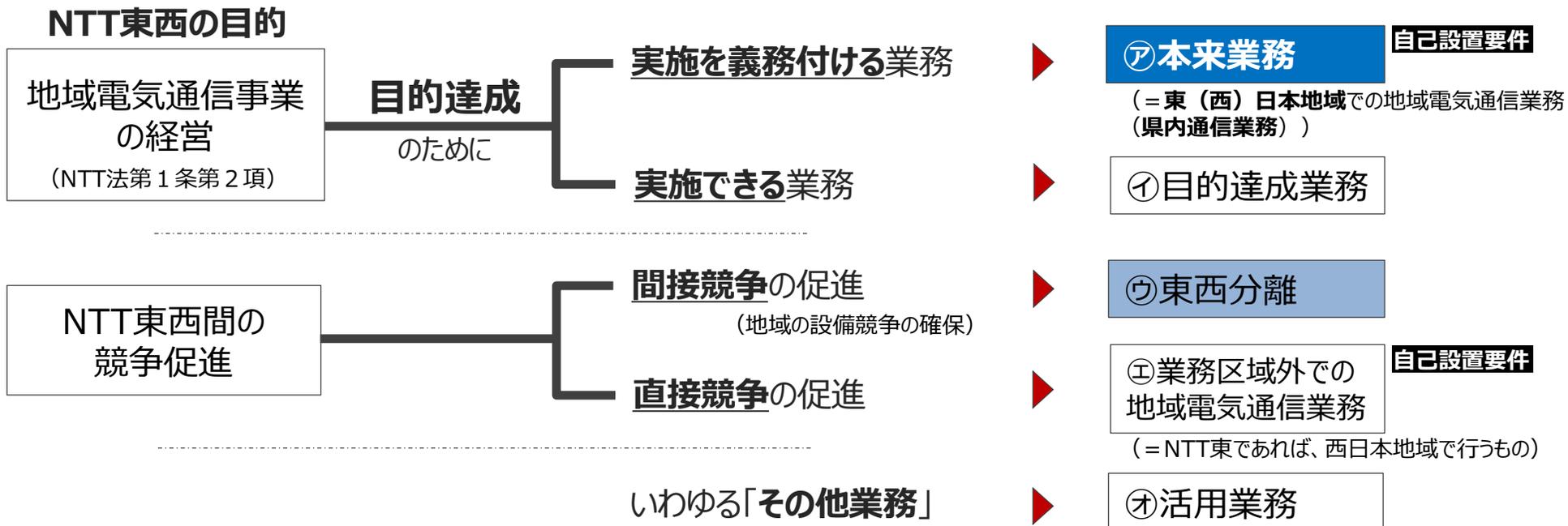


NTT東西等の業務の在り方に関する検討課題

令和6年3月28日
事務局

検討課題 1： 県域業務規制を見直す場合、本来業務をどのような範囲にすべきか

- IP化の進展を踏まえ、NTT東西について**県内通信の制約を撤廃する場合、本来業務**（現在：東（西）日本地域での県内通信業務）をどのような範囲にすべきか。特に以下の点についてどう考えるか。
 - ① **県内通信の制約を撤廃**する場合には、本来業務は、**東（西）日本地域での電気通信業務**となるが、どう考えるか。**NTT東西の分離**との関係については、どうか。
 - ② また、その際、移動通信事業、ISP事業等、**公正競争に重大な影響を及ぼす業務は、引き続き禁止**することが考えられるが、**禁止される業務の範囲**について、どう考えるか。



(目的)

第一条 略

- 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、**地域電気通信事業を営むことを目的とする株式会社**とする。

(事業)

第二条 略

2 略

- 3 **地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。**

一 **それぞれ次に掲げる都道府県の区域**（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下この号及び次項第二号において同じ。）**において行う地域電気通信業務（同一の都道府県の区域内における通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務をいう。以下この条及び第二十三条第二号において同じ。）**

イ 東日本電信電話株式会社にあつては、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

ロ 西日本電信電話株式会社にあつては、京都府及び大阪府並びにイに掲げる県以外の県

二 前号の業務に附帯する業務

- 4 **地域会社は、次の業務を営むことができる。**この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、**あらかじめ**、総務省令で定める事項を総務大臣に**届け出なければならない**。

一 前項の業務のほか、**地域会社の目的を達成するために必要な業務**

二 それぞれ**前項第一号の規定により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域**（次項において「目的業務区域」という。）**以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務**

- 5 **地域電気通信業務は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。**ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

- 6 **地域会社は、第三項及び第四項の業務のほか、第三項の業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、同項の業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。**この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、**あらかじめ**、総務省令で定める事項を総務大臣に**届け出なければならない**。

㊦ 本来業務

㊧ 東西分離

㊨ 目的達成業務

㊩ 業務区域外の地域電気通信業務

自己設置要件

㊪ 活用業務

検討課題 2 : NTT東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方についてどう考えるか

- **活用業務**の在り方について、事業者からの意見を踏まえ、**どう考えるか**。特に**以下の点**について**どう考えるか**。

- ① **業務範囲** : 本来業務のための「**設備・技術・職員等を活用**」する業務であり、その実施は、「**本来業務への支障**」と「**公正競争への支障**」が生じない範囲に**限定**
- ② **担保方法** : 個別の業務ごとの**事前届出制**

NTTの意見

- NTT東西が**日本の情報通信インフラを支えていく会社**として、将来にわたって**安定的にその責任を果たしていくことが重要**
- NTT東西の収益の柱であったメタル設備を用いた**固定電話は赤字が拡大し、光サービスの純増も鈍化**
- **新たな成長を実現し、将来のネットワーク高度化に向けた投資余力を一定程度確保することが必要**であり、業務範囲規制の見直し等、**事業の自由度を確保したい**
(NTT東西本体ではなく、子会社を通じた実施には、間接部門の重複による非効率性もある)

競争事業者の意見

- NTT東西が地域電気通信業務以外の業務をより**自由に行った場合、本来業務や公正競争に支障が生じるおそれがあることから、引き続き現在の範囲に限定されるべき**

- あわせて、**目的達成業務、業務区域外の地域電気通信業務**の在り方について、**どう考えるか**。